第12条 (カード利用の一時停止)

- (1) 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、カードショッピング及びカードキャッシングの全部又はいずれかの利用を一時的に停止することができるものとします。
- ①カード利用可能枠を超えた利用をした場合又はしようとした場合。
- ②カード利用可能枠内であっても短時間に換金性の高い商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合。
- ③カード又はカード情報の第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合。
- ④会員資格の取消事由に該当した場合。
- (2) 前項の場合、当社は加盟店や現金自動預払機 (ATM) 等を通じてカードの 回収を行うことができるものとします。加盟店からカード回収の要請があっ たときは、会員は異議なくこれに応じるものとします。

第12条 (カード利用の一時停止)

- (1) 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、カードショッピング及びカードキャッシングの全部又はいずれかの利用を一時的に停止することができるものとします。
- ①カード利用可能枠を超えた利用をした場合又はしようとした場合。
- ②カード利用可能枠内であっても短時間に換金性の高い商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合。
- ③カード又はカード情報の第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合。
- ④会員資格の取消事由に該当した場合。
- ⑤当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断し事前に当社が相当と認める方法で会員に告知した場合
- (2) 前項の場合、当社は加盟店や現金自動預払機(ATM)等を通じてカードの 回収を行うことができるものとします。加盟店からカード回収の要請があっ たときは、会員は異議なくこれに応じるものとします。

別表

<カードショッピング>

1. カードショッピングの利用が可能な加盟店

Visaカード

当社と契約した加盟店、並びにVisa International Service Association (以下「Visa」という)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及 び金融機関と契約した加盟店

Mastercard

当社と契約した加盟店、並びにMastercard Incorporated (以下「Mastercard」という) に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関と契約した加盟店

JCBカード

当社と契約した加盟店、並びに株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)及びJCBの提携会社と契約した加盟店

- ※カードショッピングの利用に際しては、利用できる取引の種類や購入する 商品の種類、利用金額等により当社の承認を必要とする場合があります。
- 2. カードショッピングの利用代金の決済

当社の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合

会員は、カードショッピングの利用代金を、当社が会員に代わって加盟店に 立替払いすることを予め当社に委託するものとします。 別表

<カードショッピング>

1. カードショッピングの利用が可能な加盟店

Visaカード

当社と契約した加盟店、並びにVisa International Service Association (以下「Visa」という) に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関と契約した加盟店

Mastercard

当社と契約した加盟店、並びにMastercard Incorporated (以下「Mastercard」という)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関と契約した加盟店

JCBカード

当社と契約した加盟店、並びに株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)及びJCBの提携会社と契約した加盟店

- ※カードショッピングの利用に際しては、利用できる取引の種類や購入する 商品の種類、利用金額等により当社の承認を必要とする場合があります。
- 2. カードショッピングの利用代金の決済

当社の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合

会員は、カードショッピングの利用代金を、当社が会員に代わって加盟店に 立替払いすることを予め当社に委託するものとします。 Visa・Mastercardに加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関(以下「提携カード会社」という)と加盟店契約をした加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合

会員は、提携カード会社がカードショッピングの利用代金を加盟店に立替払い、若しくは加盟店が提携カード会社にカードショッピングの利用代金債権を譲渡し、更に当社が会員に代わって提携カード会社に直接又はVisa・Mastercardを通じて立替払いすることを予め当社に委託するものとします。

JCB及びJCBの提携会社と加盟店契約をした加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合

会員は、JCBがカードショッピングの利用代金を加盟店に立替払いし、又は 加盟店がJCBにカードショッピングの利用代金債権を譲渡し、更に当社が会 員に代わってJCBに立替払いすることを予め当社に委託するものとします。

3. 継続的利用代金の決済

水道、電気、ガス等の公共料金、電話料金等の通信サービス料金その他の継続的に発生する各種利用代金(以下「継続的利用代金」という)の決済手段としてカードショッピングを利用した場合

- ・会員は、 自らの責任において、事前にカード情報を加盟店に登録するものとし、カード情報の変更(退会又は会員資格の取消等による無効を含む。以下同じ)が生じた場合は、加盟店にその旨を通知のうえ、決済手段の変更手続を行うものとします。
- ・当社は、会員が当該変更手続を行うまでの間、引続き継続的利用代金の立 替払いを行うことができます。
- ・会員は、当社が必要であると判断した場合に、会員に代わってカード情報 の変更(当社から複数のカードを貸与している場合には別カードへの決済 手段の変更を含む)を加盟店に通知することを承諾します。
- ・継続的利用代金の利用日は、加盟店が指定する毎月又は毎年一定の日とします。

4. カードショッピングの取引条件

カードショッピングの支払方式は下表の通りとします。但し、加盟店及び商品・ サービスにより、支払方式の一部が利用できない場合、また支払回数、支払期 間、手数料、支払月が異なる場合があります。

(1)一括払い、2回払い、均等分割払い 支払回数(回) 1 3 5 6 10 支払期間(ヵ月) 1 3 5 手数料率(実質 0.00 0.00 12.20 13.51 13.86 14.57 年率) (%)

Visa・Mastercardに加盟した日本国内外のクレジットカード会社及び金融機関(以下「提携カード会社」という)と加盟店契約をした加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合

会員は、提携カード会社がカードショッピングの利用代金を加盟店に立替払い、若しくは加盟店が提携カード会社にカードショッピングの利用代金債権を譲渡し、更に当社が会員に代わって提携カード会社に直接又はVisa・Mastercardを通じて立替払いすることを予め当社に委託するものとします。

JCB及びJCBの提携会社と加盟店契約をした加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合

会員は、JCBがカードショッピングの利用代金を加盟店に立替払いし、又は 加盟店がJCBにカードショッピングの利用代金債権を譲渡し、更に当社が会 員に代わってJCBに立替払いすることを予め当社に委託するものとします。

3. 継続的利用代金の決済

水道、電気、ガス等の公共料金、電話料金等の通信サービス料金その他の継続的に発生する各種利用代金(以下「継続的利用代金」という)の決済手段としてカードショッピングを利用した場合

- ・会員は、自らの責任において、事前にカード情報を加盟店に登録するものとし、カード情報の変更(退会又は会員資格の取消等による無効を含む。以下同じ)が生じた場合は、加盟店にその旨を通知のうえ、決済手段の変更手続を行うものとします。
- ・当社は、会員が当該変更手続を行うまでの間、引続き継続的利用代金の立 替払いを行うことができます。
- ・会員は、当社が必要であると判断した場合に、会員に代わってカード情報 の変更(当社から複数のカードを貸与している場合には別カードへの決済 手段の変更を含む)を加盟店に通知することを承諾します。
- ・継続的利用代金の利用日は、加盟店が指定する毎月又は毎年一定の日とします。

4. カードショッピングの取引条件

カードショッピングの支払方式は下表の通りとします。但し、加盟店及び商品・サービスにより、支払方式の一部が利用できない場合、また支払回数、支払期間、 手数料、支払月が異なる場合があります。

(1)1回払い、2回払い、分割払い 支払回数(回) 12 支払期間(ヵ月) 1 2 3 5 6 10 12 手数料率 (実質 0.00 0.00 12.20 13.51 13.86 14.57 14.73 年率)(%)

利用代金100円 あたりの手数料 の額(円)	0.00	0.00	2.04	3.40	4.08	6. 80
支払回数(回)	12	15	18	20	24	
支払期間 (ヵ月)	12	15	18	20	24	
手数料率(実質年率)(%)	14. 73	14. 87	14. 93	14. 95	14. 96	
利用代金100円 あたりの手数料 の額(円)	8. 16	10. 20	12. 24	13. 60	16. 32	

- ・支払総額は、カードショッピングの利用代金に上記の手数料を加算した金額となります。
- ・分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割 支払額の単位は100円とし、端数が発生する場合は初回に算入します。
- ・<u>一括払い</u>には、事務処理上の都合によりカード利用日から<u>約定支払日</u>が2ヵ 月を超えるものを含みます。

支払総額の

カードショッピングの利用代金が100,000円、10回払い(頭金なし)の場合

具体的算定例

・手数料 100,000円× (6.80円÷100円) =6,800円

・支払総額 100,000円+6,800円=106,800円

(2)ボーナス払い

支払回数 (回)	ボーナス一括	ボーナス 2 回
支払期間 (ヵ月)	<u>1 ∼13</u>	<u>6∼14</u>
手数料率(実質年率)	0.00	3.43~10.29
利用代金100円あたりの 手数料の額(円)	0.00	3. 00

ボーナスー括払い

支払月は、原則としてカードショッピングの利用日に応じて夏期8月・冬期 1月となります。

・ボーナス2回払い

原則として1回目の支払時にカードショッピングの利用代金の2分の1を、2 回目の支払時にカードショッピングの利用代金の2分の1と手数料の全額 を、指定月(夏期8月、冬期1月)に支払うものとし、カードショッピング の利用代金に端数が発生する場合は、初回に算入します。

利用代金 100 円 あたりの手数料 の額(円)	0.00	0.00	2.04	3.40	4. 08	6. 80	8. 16
支払回数(回)	15	18	20	24	<u>30</u>	<u>36</u>	
支払期間(ヵ月)	15	18	20	24	<u>30</u>	<u>36</u>	
手数料率 (実質年率) (%)	14. 87	14. 93	14. 95	14. 96	<u>14. 91</u>	<u>14. 82</u>	
利用代金 100 円 あたりの手数料 の額(円)	10. 20	12. 24	13.60	16. 32	20.40	24.48	

- ・支払総額は、カードショッピングの利用代金に上記の手数料を加算した金額となります。
- ・分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割 支払額の単位は100円とし、端数が発生する場合は初回に算入します。
- ・24回~36回払いは、カードショッピングの利用代金が 20万円以上の場合と します。
- ・1 回払いには、事務処理上の都合によりカード利用日から<u>支払日</u>が 2 ヵ月を 超えるものを含みます。

支払総額の

具体的算定例

カードショッピングの利用代金が 100,000 円、10 回払い(頭

金なし)の場合

・手数料 100,000円× (6.80円÷100円) =6,800円

·支払総額 100,000 円+6,800 円=106,800 円

(2)ボーナス払い

支払回数(回)	ボーナス一括	ボーナス2回
支払期間(ヵ月)	<u>1~11</u>	<u>5∼19</u>
手数料率 (実質年率)	0.00	<u>2.31∼12.08</u>
利用代金 100 円あたり の手数料の額(円)	0.00	3.00

ボーナス一括払い

カードショッピングの利用代金が 1 万円以上の場合に利用できます。会員は会 員の指定月(夏期 6 月・7 月・8 月、冬期 12 月・1 月のいずれかの月) に一括 して支払うものとします。

・ボーナス2回払い

カードショッピングの利用代金が 5 万円以上の場合に利用できます。会員はカードショッピングの利用代金と手数料を合算した額の 2 分の 1 ずつを会員の指定月(夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月のいずれかの月) に支払う

カードショッピングの利用代金が100,000円、ボーナス2回 払いの場合 ・利用代金(A) 100,000円 ・手数料(B) 100,000円×(3.0円÷100円)=3,000円 ・支払総額(A+B) 100,000円+3,000円=103,000円 ・分割支払額 (初回) 50,000円 (2回目) 53,000円

(3)ボーナス併用分割払い

- ・支払総額:カードショッピングの利用代金に<u>均等分割払いの手数料</u>を加算 した金額となります。
- ・ボーナス支払月:夏期8月、冬期1月(但し、一部加盟店において会員が指定する場合を除く)とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。
- ・ボーナス加算額合計:カードショッピングの利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とする)し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。
- ※理由のいかんを問わず、初回から最終回までの<u>約定支払日</u>にボーナス月の 約定支払日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しな かったものとして取扱います。
- ※ボーナス併用分割払いの手数料率は、(1)の「<u>均等分割払い</u>」の手数料率と 異なる場合があります。

(4) リボルビング払い

弁済の時期	弁済の方式	手数料率(実質年率)
		15. 00%
毎日6日	残高スライド定額	但し、別途当社が決定し通知す
<u>毎月6日</u> <u>又は26日</u>	リボルビング払い	る手数料率がこれと異なる場合
	(手数料With-in方式)	には当該通知した手数料率とし
		ます。

弁済金の額の算定方法

- ・毎月の弁済金は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、 下表に定める金額とします(但し、入会時期により異なります)。
- ・当社の承認を得て、弁済金を増額することができます。
- A: 平成20年1月7日以前に入会の会員(平成17年7月以前に入会の一部会員を 除く)

ものとします。また、分割支払額の単位は100円とし、端数が発生する場合は、初回に算入します。

払いの場合

・利用代金(A) 100,000円

・手数料(B) 100,000 円×(3.0 円÷100 円) =3,000 円

カードショッピングの利用代金が 100,000 円、ボーナス 2 回

・支払総額(A+B) 100,000円+3,000円=103,000円

·分割支払額 (初回) 51,500円

_(2回目) 51,500円

(3)ボーナス併用分割払い

支払総額の

具体的算定例

- ・支払総額:カードショッピングの利用代金に<u>分割払手数料</u>を加算した金額となります。
- ・ボーナス支払月:夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月(但し、一部加盟 店において会員が指定する場合を除く)のいずれかの月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。
- ・ボーナス加算額合計:カードショッピングの利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とする)し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。
- ※理由のいかんを問わず、初回から最終回までの<u>支払期日</u>にボーナス月の支 払期日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかっ たものとして取扱います。
- ※ボーナス併用分割払いの手数料率は、(1)の「<u>分割払い</u>」の手数料率と異なる 場合があります。

(4) リボルビング払い

弁済の時期	弁済の方式	手数料率 (実質年率)
		15. 00%
	定額リボルビング払い	但し、別途当社が決定し通知す
毎月 27 日	_(手数料 With-out 方	る手数料率がこれと異なる場合
	式)	には当該通知した手数料率とし
		ます。

弁済金の額の算定方法

毎月の弁済金は、支払コースとして指定した毎月の支払元金(但し、リボルビング利用残高が支払コースで指定した毎月の支払元金以下となる場合はリボルビング残高全額)に手数料を加算した金額とします。

支払コース (毎月の支払元金)

5,000 円コース 10,000 円コース

リボルビング払い 利用残高	毎月の支払額	リボルビング払い 利用残高	毎月の支払額	・支払コースは、 10,000円コースと		に当社にて指定した 5,000 円コース又は
100,000円以下	5,000円	500,001円以上 600,000円以下	30,000円			10の支払コースに変更できます。 日金を増額することができます。
100,001円以上 200,000円以下	10,000円	600,001円以上 700,000円以下	35,000円		(10, 000 円コー 締切日のリボ	スの場合) ルビング利用残高が 100, 000 円であるとき
200,001円以上 300,000円以下	15,000円	700,001円以上 800,000円以下	40, 000円	弁済金の額の具体的算定例	利用残高・元本充当分	100,000円 10,000円(定額)
300,001円以上 400,000円以下	20,000円	800,001円以上 900,000円以下	45, 000円		・弁済金	100,000 円×15.00%÷12 ヵ月=1,250 円 10,000 円+1,250 円=11,250 円
400,001円以上 500,000円以下	25,000円	900,001円以上	50, 000円	原則として1回払	J用した場合の支払	公方式
B:平成17年7月以	前に入会の一部会員	員及び平成20年1月8日	日以降に入会の会員			いら申出があり、かつ当社がこれを認めた場
<u>リボルビング払い</u> 利用残高	毎月の支払額	<u>リボルビング払い</u> <u>利用残高</u>	<u>毎月の支払額</u>		ごング払い」又は「 ピングの利用代金の	分割払い」を指定することができます。)締切日・ <u>支払日</u>
200,000円以下	10,000円	600,001円以上 800,000円以下	40,000円	・カードショッピングの利用代金の「締切日」は毎月末日とし、締切日を含むの翌月の27日を第1回目の「支払日」、以降毎月27日を第2回目以降の「		
200,001円以上 400,000円以下	20,000円	800,001円以上	50,000円	払日」として、本人会員は分割支払額又は弁済金を支払うものとします。 当日が金融機関休業日の場合には翌営業日を「支払日」とします。		-
400,001円以上600,000円以下	30,000円			・支払方式又は事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の27 日からの支払となる場合があります。		
	」 (上記Bの会員の場	L		(7)支払期日		
	締切日のリボルビ	ング払い利用残高が	100, 000円であると	当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月 27 日を「支払期日」とします。		
<u>弁済金の額の</u> 具体的算定例	• 利用残高 1	00,000円		(8)カード等の利用に関する特約は下表の通りとします。		
· 大学以外	· 手数料充当分 1	<u>0,000円</u> 00,000円×15.00%- 0,000円−1,250円=	<u> </u>	①カード紛失・資	盗難保険に関す	カード会員規約第11条をご確認ください。
(a) B 1 B 4 a 4 1 B			-6, 190 <u>11</u>	②年会費に関する	る事項	カード会員規約第4条をご確認ください。
	目した場合の支払方			③カード・カード	情報の保管、管	カード会員規約第7条をご確認ください。
		-ス又はリボルビン		理に関する事項	頁	
れかを指定していただきます。但し、会員より指定がない場合はカード入会 申込書に記載する支払コースとなります。尚、別途当社が定める期限までに 変更の申出をし、当社が認めた場合、支払コースを変更することができます。			④カード・カード情って利用されるの責任に関する	た場合の利用者	カード会員規約第10条をご確認ください。	
(6)カードショッピングの利用代金の締切日・約定支払日			⑤取引条件の変	更に関する事項	カード会員規約第6条、第16条をご確	
・カードショッピングの利用代金の「締切日」は毎月10日 <u>お定支払日が</u> 6日の場合 <u>とし、締切日を含む月の翌月の6日を第1回目の「約定支</u> <u>払日」、以降毎月6日を第2回目以降の「約定支払日」と</u>				認ください。		

	して、本人会員は分割支払額又は弁済金を支払うものと します。尚、当日が金融機関休業日の場合には翌営業日 を「約定支払日」とします。 ・支払方式又は事務処理上の都合により、締切日を含む月 の翌々月以降の6日からの支払となる場合があります。			
<u>約定支払日が</u> 26日の場合	・カードショッピングの利用代金の「締切日」は毎月末日とし、締切日を含む月の翌月の26日を第1回目の「約定支払日」、以降毎月26日を第2回目以降の「約定支払日」として、本人会員は分割支払額又は弁済金を支払うものとします。尚、当日が金融機関休業日の場合には翌営業日を「約定支払日」とします。 ・支払方式又は事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の26日からの支払となる場合があります。			
(7)カード等の利用に関する特約A		は下表の通りとします。		
①カード紛失・3 る事項	公難保険に関す	カード会員規約第11条をご確認ください。		
②年会費に関する	事項	カード会員規約第4条をご確認ください。		
③カード・カード情報の保管、管 理に関する事項		カード会員規約第7条をご確認ください。		
④カード・カード情報が第三者 によって利用された場合の利 用者の責任に関する事項		カード会員規約第10条をご確認ください。		
⑤取引条件の変更	こに関する事項	カード会員規約第6条、第16条をご確認ください。		

5. 書面記載事項

(1)見本、カタログ等と現物の相違による契約の解除

カード会員規約第22条をご確認ください。

(2)遅延損害金の計算方法

	カードショッピングの支払	期限の利益を喪失した場合
	金の支払を遅滞した場合	
	約定支払日の翌日から支払	期限の利益喪失日の翌日から
2回払い	済みに至るまで、当該支払金	支払済みに至るまで、カード
均等分割払い	に対し年14.6%を乗じた額	ショッピングの支払金の残金
ボーナス払い	とカードショッピングの支	全額に対し法定利率を乗じた
ボーナス併用	払金の残金全額に対し、法定	額
分割払い	利率を乗じた額のいずれか	
	低い額	

5. 書面記載事項

- (1) 見本、カタログ等の現物の相違による契約の解除
- カード会員規約第22条をご確認ください。
- (2)遅延損害金の計算方法

カードショッピングの支払金	期限の利益を喪失した場合
の支払を遅滞した場合	
支払期日の翌日から支払済	期限の利益喪失日の翌日か
みに至るまで、当該支払金に	ら支払済みに至るまで、カ
対し年 14.6%を乗じた額と	ードショッピングの支払金
カードショッピングの支払金	の残金全額に対し法定利
の残金全額に対し、法定利	率を乗じた額
率を乗じた額のいずれか低	
い額	
支払期日の翌日から支払済	期限の利益喪失日の翌日か
みに至るまで、当該支払金に	ら支払済みに至るまで、カー
対し年 14.6%を乗じた額	ドショッピングの支払金の
	残金全額に対し年 14.6%
	を乗じた額
	の支払を遅滞した場合 支払期日の翌日から支払済 みに至るまで、当該支払金に 対し年 14.6%を乗じた額と カードショッピングの支払金 の残金全額に対し、法定利 率を乗じた額のいずれか低 い額 支払期日の翌日から支払済 みに至るまで、当該支払金に

年365日(閏年は年366日)の日割計算

- (3) 期限の利益の喪失
- カード会員規約第25条をご確認ください。
- (4)債務の弁済に要する費用として手数料以外に購入者から徴求する費用
- ・本人会員は、カードショッピングの支払金等の支払を遅延し当社が以下の 各号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として 210 円 (税込) を支払うものとします。
- ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合
- ②本人会員宛に振込用紙を送付した場合
- ③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合
- ・会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は本人会員に対し、カードの再発行手数料 1,100 円(税込)を請求することができます。
- (5) 商品の所有権の留保に関する事項
- カード会員規約第18条をご確認ください。
- (6) 早期完済の特約に関する事項

本人会員が、当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払を履行し、 かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払った場合は、本人会員は 78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の 手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。但

一括払い
リボルビング
払い

約定支払日の翌日から支払 期限の利益喪失日の翌日から に対し年14.6%を乗じた額

済みに至るまで、当該支払金 支払済みに至るまで、カード ショッピングの支払金の残金 全額に対し年14.6%を乗じた

年365日 (閏年は年366日) の日割計算

- (3) 期限の利益の喪失
- カード会員規約第25条をご確認ください。
- (4)債務の弁済に要する費用として手数料以外に購入者から徴求する費用
- ・本人会員はカードショッピングの支払金等について、支払遅滞やその他会 員の責に帰すべき事由等により生じた次の各号のいずれかの費用を負担し ます。
- ①当社が振込用紙を送付した場合は振込用紙送付手数料として、当社が金 融機関に再振替の依頼をした場合は再振替手数料として、それぞれ手続 回数1回につき330円(税込)尚、振込用紙送付の場合、当社宛の振込手 数料も本人会員が負担します。
- ②当社が訪問集金した場合は、訪問集金費用として訪問回数1回につき 1,100円 (税込)
- ③当社が本人会員に対し書面による催告をした場合は、当該催告に要した 費用
- ・会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は本人会員に対し、カ ードの再発行手数料1,100円(税込)を請求することができます。
- (5) 商品の所有権の留保に関する事項
- カード会員規約第18条をご確認ください。
- (6) 早期完済の特約に関する事項

本人会員が、当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払を履行 し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払った場合は、本人会 員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未 到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求でき ます。但し、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。

- (7) 管轄裁判所に関する事項
- カード会員規約第31条をご確認ください。
- ※上記以外の記載事項は「カードご利用明細」をご確認ください。
- ※包括信用購入あっせん業者の名称及び相談窓口は末尾をご確認ください。

- し、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。
- (7) 管轄裁判所に関する事項
- カード会員規約第31条をご確認ください。
- ※上記以外の記載事項は「カードご利用明細」をご確認ください。
- ※包括信用購入あっせん業者の名称及び相談窓口は末尾をご確認ください。

<カードキャッシング> 貸金業法第17条第2項の記載事項等

1. カードキャッシングの支払方式

(1) .+4+/...

(1) 一招	話い			
返済	返済	返済金額	返済方式	利息の計算方法
回数	期間	及併並領	区併刀式	利心の計算力伝
				融資金元金×実質年率
	最長	融資金元金		÷365日 (閏年は366日)
1回		十利息	一括返済方式	×利用日の翌日から <u>約</u>
	67日	一个们心		定支払日までの経過日

(2) リボルビング払い

返済方式

数

残高スライド定額リボルビング方式 (With-in方式)

利息の計算方法

①初回の利息

融資金元金×実質年率÷365日(閏年は366日)×利用日の翌日から初回の 約定支払日までの経過日数

②2回目以降の利息

融資金残高×実質年率÷365日(閏年は366日)×期間日数

A: 平成20年1月7日以前に入会の会員		B: 平成17年7月以前に入会の一部会		
(平成17年7月以前に入会の一部会員		員及び平成20年1月8日以降に入会の		
を除く)	<u>を除く)</u>		<u>会員</u>	
<u>リボルビング払い</u> <u>利用残高</u>	毎月の支払額	<u>リボルビング払い</u> <u>利用残高</u>	毎月の支払額	
100,000円以下	5,000円			
100,001円以上	10,000円	200,000円以下	10,000円	
200,000円以下	10,000			
<u>200,001円以上</u>	15,000円			
300,000円以下	10,000 1	200,001円以上	20,000円	
300,001円以上	20,000円	400,000円以下	==, ===, 4	
400,000円以下				
400,001円以上	25,000円			
500,000円以下		400,001円以上	30,000円	
500,001円以上	30,000円	600,000円以下	,, 4	
600,000円以下	30, 000 1			
600,001円以上	35,000円	600,001円以上	40,000円	

<カードキャッシング> 貸金業法第17条第2項の記載事項等

1. カードキャッシングの支払方式

(1) 1回払い

返済回数	返済期間	返済金額	返済方式	利息の計算方法
1回	<u>最長</u> 57日	融資金元金	一括返済方式	融資金元金×実質年率 ÷365日(閏年は366日) ×利用日の翌日から <u>支</u> <u>払期日</u> までの経過日数

(2) リボルビング払い

返済方式

残高スライド定額リボルビング方式 (With-in 方式)

利息の計算方法

①初回の利息

融資金元金×実質年率÷365日(閏年は366日)×利用日の翌日から初回の<u>支</u> 払期日までの経過日数

②2回目以降の利息

融資金残高×実質年率÷365日(閏年は366日)×期間日数

リボルビング	毎月の支払額	
利用残高	(短期コース)	(長期コース)
5万円以下	5,000円	3,000 円
5 万円超~10 万円	10,000円	3,000 円
10 万円超~20 万円	10,000円	6,000 円
20 万円超~30 万円	15,000円	9,000円
30 万円超~40 万円	20,000円	12,000円
40 万円超~50 万円	25,000円	15,000円
50 万円超~60 万円	30,000円	18,000円
60 万円超~70 万円	35,000円	21,000円
70 万円超~80 万円	40,000 円	24,000 円
80 万円超~90 万円	45,000円	27,000円
90 万円超~290 万円	50,000 円	10 万円を超す毎に
		3,000 円ずつ加算
<u>290 万円超</u>	50,000円	90,000円
・毎日の支払額は 締切日のリボルビング利用残高に広じた短期コース欄に記		

- ・毎月の支払額は、締切日のリボルビング利用残高に応じた短期コース欄に記載する金額となります。当社が認めた場合、長期コースとすることができます。
- ・当社の承認を得て、毎月の支払額を増額することができます。

700,000円以下		800,000円以下	
700,001円以上	40, 000 III		
800,000円以下	40,000円		
800,001円以上	45 000 TI		
900,000円以下	45,000円	<u>800,001円以上</u>	<u>50,000円</u>
900,001円以上	50,000円		

本人会員は、当社の承認を得て、毎月の支払額を増額できるものとします。

返済例

カードキャッシング利用可能枠10万円、実質年率18.0%で1月1日に10万円を

利用し、約定通りに返済をした場合

- ・返済期間・返済回数:12ヵ月・12回
- ・返済金額の合計額:110,581円

(3) 日本国外で利用した場合の支払方式

入会申込みの際に一括払いコース又はリボルビング払いコースのいずれか を指定していただきます。但し、会員より指定がない場合はカード入会申込 書に記載する支払コースとなります。尚、別途当社が定める期限までに変更 の申出をし、当社が認めた場合、支払コースを変更することができます。

(4)カードキャッシングの利用代金の締切日・約定支払日

(4)カートキャッシンクの利用代金の締切日・ <u>利正文払日</u> 		
	・カードキャッシングの融資金の「締切日」は毎月10日とし、	
	締切日を含む月の翌月の6日を第1回目の「約定支払日」と	
	し、以降毎月6日を第2回目以降の「約定支払日」として、	
約定支払日が	本人会員は返済金額(一括払い)又は毎月の支払額(リボ	
6日の場合	ルビング払い)を支払うものとします。尚、当日が金融機	
	関休業日の場合には翌営業日を「約定支払日」とします。	
	事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の	
	<u>6</u> 日からの支払となる場合があります。	
	・カードキャッシングの融資金の「締切日」は毎月末日とし、	
	締切日を含む月の翌月の26日を第1回目の「約定支払日」	
	 とし、以降毎月26日を第2回目以降の「約定支払日」とし	
約定支払日が	マーナト会員は海波会館(「揺れい)又は毎日の末れ館(川	

26日の場合

- て、本人会員は返済金額(一括払い)又は毎月の支払額(リ ボルビング払い)を支払うものとします。
- ・事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の 26日からの支払となる場合があります。

2. 貸付けの利率 (実質年率)

18.0% 但し、別途当社が決定し通知する利率がこれと異なる場合には当該 利率とします。

- ・利息が毎月の支払額を超過する場合、当該利息に元金 5,000 円(長期コー スは元金3,000円)を加算した金額が支払額となります。
- ・当社が認めた場合、元利定額リボルビング方式による支払を申出ることがで きます。

仮溶例

カードキャッシング利用可能枠 50 万円、実質年率 18.0%で1月1日に 万円を利用し、約定通りに返済をした場合

- ・返済期間・返済回数:4年3ヵ月・51回
- ・返済金額の合計額:657,720円
- (3)日本国外で利用した場合の支払方式

原則として、1回払いとします。但し、当社が指定する日までに会員から申出 があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支 払を指定することができます。

(4) カードキャッシングの利用代金の締切日・支払日

- ・カードキャッシングの融資金の「締切日」は毎月末日とし、締切 日を含む月の翌月の27日を第1回目の「支払日」、以降毎月27日 を第2回目以降の「支払日」として、本人会員は返済金額(1回 払い)又は毎月の支払額(リボルビング払い)を支払うものとし ます。尚、当日が金融機関休業日の場合には翌営業日を「支払日」 とします。
- ・事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の27日か らの支払となる場合があります。

(5)支払期日

当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月27日を「支払期日」とし ます。

2. 貸付けの利率 (実質年率)

18.0% 但し、別途当社が決定し通知する利率がこれと異なる場合には 当該利率とします。

当社が、貸付けの利率を変更する旨の通知、又は一定期間に限定して貸付 けの利率を優遇した利率(優遇利率)とする旨の通知をした後は、通知日 以降の新規の融資金(但し、優遇利率は、その対象となる期間の融資金に ついてのみ)に対して、変更後の利率又は優遇利率が適用されます。

3. 遅延損害金の計算方法

	カードキャッシング	期限の利益を喪失した場合
	の支払金の支払を	
	遅滞した場合	
1回払い	支払期日の翌日から	期限の利益喪失日の翌日から支

3. 遅延損害金の計算方法

	カードキャッシングの支払金	期限の利益を喪失した場合
	の支払を遅滞した場合	
.tf.+/) \	約定支払日の翌日から支払済	期限の利益喪失日の翌日から支
<u>一括払い</u> リボルビ	みに至るまで、当該支払金の	払済みに至るまで、カードキャ
ング払い	残元金に対して年20.0%を乗	ッシングの融資金残高に対して
ング払い	じた額	年20.0%を乗じた額

年365日 (閏年は年366日) の日割計算

4. 元金及び利息以外に負担する金銭

- ・会員が金銭の受領のために現金自動預払機 (ATM) 等を利用した場合は、 当社は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することがで きます。
- ①利用した金額が1万円以下の場合は110円(税込)
- ②利用した金額が1万円を超える場合は220円(税込)
- 5. 個人信用情報機関への登録・利用

個人情報の取扱いに関する同意条項第3条をご確認ください。

6. 支払方法・支払場所

カード会員規約第15条をご確認ください。

7. 早期完済

本人会員がカードキャッシングの支払金の支払を約定通り履行している場 合で、約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払うときは、残元金と-括して支払う日までの利息を支払うものとします。

8. 期限の利益の喪失

カード会員規約第25条をご確認ください。

- 9. カードキャッシング利用時及び支払時の書面の交付
- ・本人会員は、当社が貸金業法第17条第1項及び貸金業法第18条第1項の書面 に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した 書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載 事項を簡素化した書面を交付することについて、予め承諾するものとしま
- ・本人会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況 を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- ・貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する 書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面 に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動すること

リボルビング 支払済みに至るまで、 当該支払金の残元金 #/\\\ に対して年 20.0%を乗して年 20.0%を乗じた額

じた額

払済みに至るまで、カードキャ ッシングの融資金残高に対し

年 365 日(閏年は年 366 日) の日割計算

- 4. 元金及び利息以外に負担する金銭
- ・本人会員は、カードキャッシングの支払金の支払を遅延し当社が以下の各 号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として210円(税 込)を支払うものとします。但し、利息、遅延損害金及び回収事務手数料 が遅滞した融資金元金に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合 はこの限りではありません。
 - ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合
 - ②本人会員宛に振込用紙を送付した場合
 - ③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合
- ・会員が金銭の受領のために現金自動預払機(ATM)等を利用した場合は、 当社は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求する ことができます。
 - ①利用した金額が1万円以下の場合は110円(税込)
 - ②利用した金額が1万円を超える場合は220円(税込)
- 5. 個人信用情報機関への登録・利用

個人情報の取扱いに関する同意条項第3条をご確認ください。

6. 支払方法・支払場所

カード会員規約第15条をご確認ください。

7. 早期完済

本人会員がカードキャッシングの支払金の支払を約定通り履行している場 合で、約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払うときは、残元金と一 括して支払う日までの利息を支払うものとします。

- 8. 期限の利益の喪失
- カード会員規約第25条をご確認ください。
- 9. カードキャッシング利用時及び支払時の書面の交付
- ・本人会員は、当社が貸金業法第17条第1項及び貸金業法第18条第1項の 書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載 した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付けの際に 記載事項を簡素化した書面を交付することについて、予め承諾するものと します。
- ・本人会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況 を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- ・貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定す

があります。

10. 収入証明書等について

- ・当社は、本人会員の支払能力調査のため必要と認めた場合には、直近の源 泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金 通知書等のいずれかの提出及び収入の聞き取り調査等を求めることがで き、本人会員はこれに応じるものとします。
- ・配偶者と併せた年収の3分の1以下のカードキャッシング利用可能枠の設定を受けた本人会員(配偶者の同意がある場合に限る)は、当社が必要と認める場合は、配偶者の同意書、源泉徴収票等の書類の提出に協力するものとします。

※上記以外の記載事項(契約年月日、極度額、貸金業者が受取る書面の内容)は、カード送付時のカード台紙等をご確認ください。

※貸金業者の表示及び苦情・相談受付窓口については末尾をご確認ください。

<カードショッピング支払方式変更サービス特約>

本人会員は、カード会員規約及び別表に定める<u>国内の</u>カードショッピングの支払方式の特約として、下表のサービスを利用することができます。 ※本特約の用語は、カード会員規約及び別表に定める用語と同義とし、

本特約に定めの無い事項についてはカード会員規約及び別表が適用されます。

(1) ここからリボ

本人会員が当社所定の登録をすることにより、登録日の翌日から、一括払い と指定したカードショッピングの支払方式を、自動的に別表に定めるリボル ビング払いに変更できるサービス。

●本サービスの解約

本サービスの解約の効力は、本人会員が申出て、当社が登録を解除した日の 翌日から生じます。

(2) あとからリボ・あとから分割

一括払いと指定したカードショッピングの支払方式について、本人会員が支 払方式の変更を別途当社が定める期限までに申出ることにより、リボルビン グ払い又は分割払いに変更できるサービス。

●本サービスの取消・変更はできません。

る書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

10. 収入証明書等について

・当社は、本人会員の支払能力調査のため必要と認めた場合には、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金通知書等のいずれかの提出及び収入の聞き取り調査等を求めることができ、本人会員はこれに応じるものとします。

※上記以外の記載事項(契約年月日、極度額、貸金業者が受取る書面の内容)は、カード送付時のカード台紙等をご確認ください。

※貸金業者の表示及び苦情・相談受付窓口については末尾をご確認ください。

<カードショッピング支払方式変更サービス特約>

本人会員は、カード会員規約及び別表に定めるカードショッピングの支払方式 の特約として、下表のサービスを利用することができます。

※本特約の用語は、カード会員規約及び別表に定める用語と同義とし、

本特約に定めの無い事項についてはカード会員規約及び別表が適用されます。

<u>(1)</u>あと決めプラン

本人会員が1回払い又はリボルビング払いと指定したカードショッピングの支払方式を、以下で定めるリボルビング払い(With-out 方式)に変更できるサービス。本サービスは、別途当社が定める期限までに申出ることにより、当該期限の属する月から適用されます。

また、本人会員が予め 5,000 円以上 1,000 円単位で設定した金額(以下 「設定金額」という)を毎月の支払元金の上限とすることができます。

①弁済金の額の算定方法

毎月の弁済金は、設定金額(但し、本サービスの利用残高が設定金額 未満の場合は、当該本サービスの利用残高) に手数料を加算した金額 とします。

(手数料の計算方法) 手数料は、毎月の締切日における繰越残高に対して、別表に定めるリボルビング払いの手数料率を乗じた額を翌月の支払期日に支払うものとします。繰越残高とは、締切日における本サービスの利用残高から締切日の属する月における本サービスに係るカードショッピングの利用代金(以下「利用代金」という) を差引いた金額をいいます。尚、カード利用日から最初に到来する支払期日までの手数料は免除します。

②弁済金の額の具体的算定例

設定金額 50,000 円、8 月以前の利用なし、9 月 1 日から 9 月 30 日まで

の利用代金 120,000 円、10 月 1 日から 10 月 31 日までの利用代金 20,000 円、11 月 1 日から 11 月 30 日までの利用代金 30,000 円の場合 (尚、9 月 締切日利用残高は 120,000 円、9 月繰越残高は 0 円とします)

◆10月27日の弁済金

· 設定金額(支払元金) 50,000 円

• 手数料 0 円9 月繰越残高 0 円× 実質年率 15.00%

<u>÷12 ヵ月)</u>

・弁済金50,000円(設定金額 50,000円+手数料

0円)

 •10 月締切日利用残高
 90,000 円 (9 月締切日利用残高 120,000

円-支払元金 50,000 円+10 月利用代金 20,000 円)

·10 月繰越残高 70,000 円 (10 月締切日利用残高 90,000

円-10 月利用代金 20,000 円)

◆11月27日の弁済金

· 設定金額(支払元金) 50,000 円

• 手数料 875 円(10 月繰越残高 70,000 円×実質年

率 15.00%÷12 ヵ月)

· 弁済金 50,875 円(設定金額 50,000 円+手数料

875 円)

 •11 月締切日利用残高
 70,000 円 (10 月締切日利用残高 90,000

円-支払元金 50,000 円+11 月利用代金 30,000 円)

·11 月繰越残高 40,000 円 (11 月締切日利用残高 70,000

円-11 月利用代金 30,000 円)

③繰上返済に関する事項

会員は、当社所定の方法により本サービス利用残高の全額又は一部を繰上げ返済することができます。

④本サービスの解約

本サービスの解約の効力は、本人会員が申出て、当社が登録を解除した 日の翌日から生じます。本サービスの利用残高の支払方式は、別表に定 めるカードショッピングのリボルビング払いのうち、本人会員が指定する支 払コースとします。

(2)ALL リボ楽だ宣言

本人会員が当社所定の登録をすることにより、登録日の翌日から、1回払いと指定したカードショッピングの支払方式を、自動的に別表に定めるリボルビング払いに変更できるサービス。

●本サービスの解約

本サービスの解約の効力は、本人会員が申出て、当社が登録を解除し た日の翌日から生じます。

(3) リボ楽だ・分割楽だ

1 回払い又はボーナス払いと指定したカードショッピングの支払方式について、本人会員が支払方式の変更を別途当社が定める期限までに申出ることにより、リボルビング払い又は分割払いに変更できるサービス。

●本サービスの取消・変更はできません。

【お問い合わせ・相談窓口】

- 1. 商品等についてのお問合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店に ご連絡ください。
- 2. カード会員規約についてのお問合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、SMBCファイナンスサービス株式会社へおたずねください。

SMBCファイナンスサービス株式会社 アンサーセンター

〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20

電話番号:フリーダイヤル 0120-086-315

携帯電話からのご利用は 052-300-1515

承り時間:9:30~17:00 (1月1日休)

電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。

【お問い合わせ・相談窓口】

- 1. 商品等についてのお問合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店に ご連絡ください。
- 2. カード会員規約についてのお問合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、SMBCファイナンスサービス株式会社へおたずねください。

SMBCファイナンスサービス株式会社 アンサーセンター

〒130-0022 東京都墨田区江東橋四丁目19番4号

電話番号:03-5638-3211 06-6339-4074

承り時間:9:30~17:00 (1月1日休)

電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。